豊丘村地域防災計画

その他災害対策編

令和３年３月

豊丘村防災会議

第３編　その他災害対策編

―　危険物等災害対策　―

第１章　災害予防計画

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保･･･････････（総務課・産業建設課）･･････1
第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え････････････････････････4
（総務課・産業建設課）

第２章　災害応急対策計画

第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保･････････････････････････････6
第２節　災害の拡大防止活動････････････････（総務課・産業建設課・環境課）･･･････6
第３節　危険物等の大量流出に対する応急対策等･････････（総務課・環境課）･･･････9

―　林野火災対策　―

第１章　災害予防計画

第１節　林野火災に強い地域づくりの確保････（総務課・産業建設課・広域消防）････1
第２節　林野火災防止のための情報の充実････（総務課・産業建設課・広域消防）････3
第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え････････････････････4
（総務課・産業建設課・広域消防）

第２章　災害応急対策計画

第１節　林野火災の警戒活動････････････････（総務課・産業建設課・広域消防）････6
第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制････（総務課・産業建設課・広域消防･･････7
第３節　活動体制の確立････････････････････（総務課・産業建設課・広域消防）････8
第４節　消火活動･･････････････････････････････････････（総務課・広域消防）････9
第５節　二次災害の防止活動････････････････（総務課・産業建設課・広域消防）･･･10

第３章　災害復旧計画･･･11

― 火山災害対策 ―

第１章 災害予防計画

第１節 火山災害に強い地域づくり･･････････････････････････････（各課）･･･････1
第２節 火山災害発生直前対策･････････････････････････････････（各課）･･･････2

第２章 災害応急対策計画･･･3

第３章 災害復旧計画･･･3

危険物等災害対策

第１章　災害予防計画

基本方針

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発による大規模な事故が発生した場合、危険物等施設関係者及び周辺村民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、安全性の向上や災害応急体制の整備を図り、危険物等による災害を未然に防止する。

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保

【総務課・産業建設課】

第１　基本方針

危険物等関係施設における災害の発生を防止するため、法令で定める技術基準の遵守、自主保安体制の強化、保安管理及び危険物等に関する知識の向上等により、安全性の確保を図る。

第２　主な取組

危険物等関係施設における安全性の確保を図る。

第３　計画の内容

１　危険物等関係施設の安全性の確保

（1）　基本方針

［危険物関係］

村内の消防法に定める危険物施設は、貯蔵所及び取扱所がある。これらの施設は、消防法に基づく許可、検査を受けて、位置・構造・設備の技術上の基準に適合するよう設置されている。

また、危険物の貯蔵及び取扱いについては、取扱者制度及び技術基準が定められており、物的・人的両面からの規制が行われている。

危険物による災害の発生を防止するためには、法令の遵守及び立入検査の実施により、施設・設備の安全性の確保を図るとともに、自衛消防組織の設置、定期点検・自主点検の実施及び保安教育の実施等、保安体制の強化を図る必要がある。

［高圧ガス関係］

村内には、高圧ガス貯蔵所、販売所及び消費施設等がある。これらの施設は、いずれも高圧ガス保安法の規定に基づく技術上の基準によって設計され、学校及び人家等の保安物件に対する保安距離を確保して設置されている。

また、高圧ガスの取扱いについては、高圧ガス製造保安責任者等資格者の選任及び製造、消費の基準等が詳細に定められている。しかし、災害の発生を防止するために事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

［毒物劇物関係］

村内における毒物及び劇物取締法に基づく、販売業及び届出を要する業務上取扱者等に対しては、保健所等による監視により災害防止のため、「危害防止規程の策定」等について指導を実施している。

また、届出を要しない毒物劇物業務上取扱者に対しては、実態を把握するとともに、立入等により指導を実施しているが、新規取扱者に対する実態把握が難しい状況である。また、研修会等の開催により、営業者、業務上取扱者及び関係機関への指導を実施している。しかし、災害の発生を防止するために、事業者ごとの保安意識の高揚と自主保安体制整備を一層推進する必要がある。

（2） 実施計画

［危険物関係］

ア【飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア） 規制及び指導の強化

a　危険物施設の設置又は変更の許可にあたっては、消防関係法令に基づく位置、構造及び設備とするよう、設置者（申請者）に対する指導を強化する。

b　既設の危険物施設については、施設の管理者に対し、施設の安全確保について再点検を求めるほか、必要に応じて、改修、改造、移転等の指導、助言を行い、安全性の向上を図る。

c　立入検査等の予防査察については、次に掲げる事項を重点に随時実施する。

（ａ） 危険物施設の位置、構造及び設備の維持管理状況

（ｂ） 危険物施設における貯蔵、取扱い、移送、運搬及び予防規程の遵守等安全管理状況

（イ） 自衛消防組織の整備促進

緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制をあらかじめ整えておくため、危険物施設の管理者に対し、自衛消防組織等の自主的な自衛体制の整備について指導する。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

（ア） 危険物施設の定期点検・自主点検を実施し、施設の安全管理に努める。

（イ） 危険物事業所の管理責任者、防火管理者、危険物保安監督者、危険物取扱者、危険物施設保安員等は研修会等へ積極的に参加し、保安管理技術の向上に努める。

（ウ） 緊急時における消防機関との連携等、総合的な防災体制を整えるため、自衛消防組織等の自主的な自衛体制を整備する。

［高圧ガス関係］

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

（ア）　高圧ガス貯蔵地盤の不同沈下による災害の防止のため、年１回以上の不同沈下量の測定を実施する。

（イ）　高圧ガス設備の倒壊防止のため、架台及び支持脚の補強、防錆塗装を実施する。

（ウ）　ガス漏洩の防止のため、ホームのブロック化及びロープ掛け段積をしない等の転倒防止措置を実施する。

［毒物劇物関係］

【関係機関が実施する計画】（毒物劇物営業者及び業務上取扱者）

毒物劇物営業者及び業務上取扱者は、毒物劇物取扱責任者等の研修会等へ積極的に参加する。

第２節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧への備え

【総務課・産業建設課】

第１　基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の被害を最小限に抑えるためには、迅速かつ円滑に災害応急対策及び災害復旧を実施する必要があるが、そのために平常時から防災関係機関相互の連携及び応急対策用資機材の備蓄等の災害応急体制を整備することが必要である。

第２　主な取組み

１　危険物等関係施設における災害応急体制の整備を図る。

２　危険物等大量流出時における応急対策用資機材の整備を図る。

第３　計画の内容

１　危険物等関係施設における災害応急体制の整備

（１）　基本方針

危険物等関係施設における災害発生時の対応は、それぞれの関係法令において緊急措置の実施及び関係機関への通報等が定められているが、災害の拡大を防止するため、関係機関の連携の強化等保安体制の整備を一層推進する必要がある。

（２）　実施計画

［危険物関係］

ア【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）　消火資機材の整備促進

多様化する危険物に対応する化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備を図る。

（イ）　相互応援体制の整備

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定の締結を促進し、関係機関との連携の強化について指導する。

（ウ）　公安委員会との連携

一定規模以上の危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、公安委員会に対してその旨通報し、連携を図る。

イ【関係機関（危険物取扱事業所）が実施する計画】

近隣の危険物取扱事業所との相互応援に関する協定を締結する等、関係機関との連携を強化する。

［火薬関係］

【火薬類取扱施設の管理者が実施する計画】

（ア）　自主保安体制の整備

災害時における従業員の任務を明確にするとともに、社内防災訓練を行うよう努める。

（イ）　緊急連絡体制の整備

行政機関、警察署及び消防署等の関係機関との連絡体制を整備するとともに、緊急時の応援体制の確立に努める。

［高圧ガス関係］

ア【関係機関が実施する計画】

高圧ガス保安協会長野県冷凍教育検査事務所、同協会長野県ＣＥ検査所及び指定保安検査機関は、法令で定められた期間ごとに、該当する高圧ガス施設に対し、保安検査を確実に実施し、法令で定められた技術上の基準に適合させるように事業者等を指導する。

イ【高圧ガス製造事業者等が実施する計画】

警察署及び消防署等の関係機関との緊急時の応援体制を確立する。

［毒物劇物関係］

【関係機関が実施する計画】（長野県医薬品卸協同組合）

緊急時の処理剤の確保体制の整備を図る。

2　危険物等の大量流出時における防除体制の整備

（1）　基本方針

危険物等の河川等への大量流出時に備えて、防除資機材の整備等が行われているが、迅速かつ円滑な防除活動を実施するため、活動体制の整備を一層推進する必要がある。

（2）　実施計画

ア【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）　危険物施設の管理者に対し、危険物の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄促進について指導する。

（イ）　一定規模以上の危険物施設の設置又は変更の許可をした際は、公安委員会に対してその旨通報し、連携を図る。

イ【関係機関が実施する計画】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者）

危険物等の流出時の拡大防止対策に必要なオイルフェンス等の資機材の整備、備蓄を図る。

第２章　災害応急対策計画

第１節　発生直後の情報の収集・連絡及び通信の確保

風水害対策編　第３章　第２節「災害情報の収集・連絡活動」を準用する。
風水害対策編　第３章　第25節「通信・放送施設応急活動」を準用する。

第２節　災害の拡大防止活動

【総務課・産業建設課・環境課】

第１　基本方針

危険物等施設に災害が発生した場合、当該施設関係者及び周辺村民等に重大な被害をもたらすおそれがあることから、当該施設にあっては、的確な応急点検及び応急措置等を速やかに実施し、災害の拡大の防止を図る。

また、関係機関においても相互に協力し、迅速かつ的確な応急措置を行い、当該施設による災害拡大防止及び被害の軽減を図る。

第２　主な活動

危険物等災害時の被害拡大防止のため、危険物等の種類に応じた応急対策を実施する。

第３　活動の内容

危険物等施設における災害拡大防止応急対策

１　基本方針

［危険物関係］

危険物等施設の災害時において、危険物施設の損傷等による危険物の流出、爆発及び火災の発生等被害の拡大防止のため応急対策を実施し、当該施設の関係者及び周辺村民の安全を確保する。

［高圧ガス関係］

高圧ガス製造施設等における災害時には、火災、爆発、漏洩等により周辺村民に対し大きな被害を与えるおそれがある。

災害による被害を最小限にとどめ、従業員並びに周辺村民に対する危害防止を図るため、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する必要がある。

［毒物劇物関係］

毒物及び劇物を取扱う者は、毒物劇物保管貯蔵施設等で、毒物劇物が飛散し、もれ、流れ出、しみ出又は地下に浸透し、保健衛生上の危害が発生した場合は、ただちに的確な情報を保健所・警察署又は消防機関に通報するとともに､保健衛生上の危害を防止するために必要な措置をとる。

また、県は、事故発生時に緊急に必要とされる中和剤、吸収剤等の速やかな供給を行う。

［タンクローリー等の横転事故関係］

道路におけるタンクローリー等の横転事故等により危険物等が漏洩した場合は、道路管理者、警察本部等は、交通規制等を実施するほか、その他の活動については、第２章の各節において定めたところにより実施する。

２　実施計画

［危険物関係］

ア【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）　危険物施設の緊急時の使用停止命令等

広域連合長は、災害防止等のため緊急の必要があると認められるときは、当該区域における危険物施設の管理者等に対し、製造所等の一時停止等を命じる。

（イ）　災害発生時等における連絡

危険物施設において災害が発生した場合における連絡体制を確立する。

（ウ）　危険物施設の管理者等に対する指導

危険物施設の管理者、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者等に対して、当該施設の実態に応じた応急対策を実施するよう指導する。

イ【関係機関（危険物施設の管理者等）が実施する対策】

（ア）　危険物施設の緊急時の使用停止等

危険物の流出、爆発等のおそれがある場合には、操業の停止又は制限をする。

（イ）　危険物施設の緊急点検

危険物施設の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、施設周辺の状況把握にも努める。

（ウ）　危険物施設における災害拡大防止措置

危険物施設に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、危険物の除去等適切な措置を行い、混触発火等による火災の防止、タンク破壊等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止するとともに、消火設備の起動準備、防油堤の補強等災害発生に備えた措置も合わせて講じる。

（エ）　危険物施設における災害発生時の応急措置等

ａ　応急措置

危険物の流出、火災等の災害が発生したときは、自衛消防組織等による現状に応じた初期消火、延焼防止活動及び土のう積み、オイルフェンス等による流出防止措置を迅速かつ的確に行う。

b　関係機関への通報

危険物の流出等の事態を発見した場合は、速やかに消防、警察等関係機関に通報する。

（オ）　相互応援体制の整備

必要に応じて、あらかじめ締結されている相互応援協定に基づき、近隣の危険物取扱事業所に応援を要請する。

（カ）　従業員及び周辺地域村民に対する措置

消防、警察等関係機関と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域村民の安全確保のための措置を行う。

［毒物・劇物関係］

ア【村が実施する対策】

（ア）　周辺村民に対して緊急避難、広報活動を行う。

（イ）　飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

（ウ）　中和剤、吸収剤等の使用による毒物劇物の危害除去を行う。

（エ）　飯田広域消防本部と連携をとる。

（オ）　取水箇所に異常が確認された場合は、ただちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

イ【営業者及び業務上取扱者が実施する対策】

（ア）　毒物劇物営業者及び業務上取扱者の緊急点検

貯蔵設備等の損傷箇所の有無等、被害状況を把握するため、緊急点検を実施するとともに、貯蔵設備等周辺の状況把握に努める。

（イ）　毒物劇物貯蔵設備等における災害拡大防止措置

毒物劇物貯蔵設備等に損傷箇所等の異常が発見されたときは、応急補修、毒物劇物の除去等適切な措置を行い、混合による有毒ガスの発生等の防止、タンク破損等による流出、異常反応、浸水等による広域拡散等を防止する。

（ウ）　毒物劇物貯蔵設備等における災害発生時の応急措置等

a　応急措置及び関係機関への通報

毒物劇物の流出等が発生したときは、中和剤、吸収剤等による除去活動及び流出拡大防止措置を実施するとともに、保健所、警察署又は消防機関へ連絡する。

b　従業員及び周辺地域村民に対する措置保健所、警察署、消防機関及び村と連携し、広報を行う等、従業員及び周辺地域村民の安全確保のための措置を行う。

［共通事項］

【村が実施する対策】

危険物等の漏洩・流出、火災、爆発等により、負傷者等が発生した場合は風水害対策編第３章第７節「救助・救急・医療活動」に定めるところにより救助・救急活動等を実施する。

第３節　危険物等の大量流出に対する応急対策等

【総務課・環境課】

第１　基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、周辺村民への健康被害を与えるおそれがあるため、村及び関係機関は、密接に連携をとりつつ、適切な応急対策を迅速に実施し、被害の拡大防止を図る。

第２　主な活動

危険物等の除去及び環境モニタリングを実施する。

第３　活動の内容

危険物等大量流出時における応急対策

１　基本方針

危険物等が河川等に大量流出した場合、危険物等の除去及び環境モニタリングを実施し、周辺村民への影響を最小限に抑える。

また、その際、水質汚濁対策連絡協議会等既存の組織を有効に活用し、迅速に対応する。

２　実施計画

ア【村が実施する対策】

（ア）　中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を行う。

（イ）　飲料水汚染のある場合、水道使用者、井戸水使用者に対し通報を行う。

（ウ）　環境モニタリングを実施する。

（エ）　飯田広域消防本部と連携をとる。

（ウ）　取水箇所に異常が確認された場合は、ただちに取水を停止し、水質検査により安全を確認した後、取水を再開する。

イ【関係機関が実施する対策】（河川管理者、水道事業者、危険物等施設の管理者等）

（ア）　危険物等の流出が発生したときは、中和剤、吸収剤等の使用による危険物等の除去活動及び流出拡大防止措置を迅速かつ的確に行う。（河川管理者、危険物等施設の管理者等）

（イ）　危険物等の流出の事態を発生させた場合又は発見した場合は、速やかに消防、警察、保健所等関係機関に通報する。（危険物等施設の管理者等）

林野火災対策

第１章　災害予防計画

基本方針

林野火災は、多くの場合、気象、地形、水利等極めて悪い条件のもとにおいて発生し、また、山林の特殊性として発見も遅れ、貴重な森林資源をいたずらに焼失するばかりでなく、気象条件によっては、消防活動従事者の人命を奪うような危険性や、人家への延焼等大きな被害に及ぶ可能性が少なくないので、火災時における消防活動が迅速かつ適切に実施できるよう、活動体制等の整備を図る。

第１節　林野火災に強い地域づくり

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において、地域の特性に配慮しつつ、林野火災対策の推進を図る。

第２　主な取組み

林野火災予防対策を実施する。

第３　計画の内容

１　予防対策の実施

（１）　基本方針

地域村民等に対する防火思想の普及啓発、巡視、指導の徹底及び消火資機材、消防施設の整備を図り、林野火災の発生の防止及び発生時の応急対策に万全を期す。

（２）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災予防のため、次の事業を行う。

ア　防火思想の普及

防災関係機関の協力を得て、入山者、地域村民、林業関係者等に対し、林野火災予防の広報、パトロール、講習会等の行事等を通して、森林愛護及び防火思想の徹底を図る。

イ　予防資機材及び初期消火資機材並びに消防施設の整備

防火線・防火帯の設置及び防火水槽の設置等消防施設の整備を図る。

ウ　森林保全巡視指導員及び森林保全推進員による巡視

エ　林野所有（管理）者に対する指導

（ア）　火の後始末の徹底

（イ）　自然水利の活用による防火用水の確保

（ウ）　火入れ行為をするにあたっては、森林法に基づくほか、消防機関との連絡方法の確立。

（エ）　火災多発期における見回りの強化

（オ）　消火のための水の確保等

オ　応援体制の確立

長野県消防相互応援協定及び長野県市町村災害時相互応援協定等に基づく応援体制の整備

カ　ヘリの応援による受援体制の確立（自衛隊・消防防災ヘリ・他県消防防災ヘリ）

第２節　林野火災防止のための情報の充実

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災予防活動を効果的に実施するため、気象警報・注意報等の正確かつ迅速な把握のための体制を整備する。

第２　主な取組み

１　気象警報・注意報等の発表等気象に関する情報の収集体制の整備に努める。

２　林業関係者、報道機関、村民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

第３　計画の内容

１　気象情報の収集体制の整備

（1）　基本方針

気象警報・注意報等の発表等気象状況を正確かつ迅速に把握できる体制を整備し、気象状態の変化に対応した予防対策を講ずる。

（2）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

長野地方気象台からの気象警報･注意報等を迅速かつ正確に収集できる体制の整備に努める。

２　林野火災関連情報等の収集体制の整備

（1）　基本方針

防火広報、警戒活動を効果的に実施するため、林野火災多発時期における監視パトロール等により、入山者の状況等の把握可能な体制を確立する。

（2）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

林野火災の発生しやすい時期において、広報車により、林野火災の発生危険性が高い地域を中心としたパトロールを実施する。

第３節　迅速かつ円滑な災害応急対策、災害復旧・復興への備え

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災が発生した場合には、迅速かつ円滑に災害応急対策、災害復旧・復興を実施する必要があるため、そのための備えとして所要の体制の整備を行うこととする。

第２　主な取組み

1　情報収集体制及び関係機関相互間等の連絡体制の整備を図る。

2　関係機関の迅速な初動体制を確保するため、災害応急体制の整備を図る。

3　消火活動の実施に必要な資機材の整備に努める。

4　防災関係機関等と防災訓練を実施する。

第３　計画の内容

1　情報の収集・連絡関係

（1）　基本方針

災害現地及び関係機関相互の通信手段を確保し、円滑な連絡体制を整備する。

また、必要に応じ、車両等を現地に派遣し、被害状況を迅速に把握する体制を整備する。

（2）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

防災行政無線、携帯電話を整備するとともに、これら無線機器の不感地帯に対応した通信機器についても整備を進める。

また、状況に応じて車両による現地情報の収集体制を整備する。

2　災害応急体制の整備関係

（1）　基本方針

関係機関職員の林野火災発生時における非常参集体制及び相互の応援体制の確認を平常時から行い、発災時に迅速な活動ができる体制の確保を図る。

（2）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア）　職員の参集等活動体制の確認を行う。

（イ）　長野県消防相互応援協定、長野県市町村災害時相互応援協定等の要請方法について確認を行う。

3　消火活動関係

（1）　基本方針

消防水利及び林野火災消火用資機材の点検整備を実施し、迅速な出動が可能な体制の確保を行う。

（２） 実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する計画】

（ア） 消防本部、消防団及び自主防災組織等との連携強化を図り、消防水利の確認、消防資機材の点検整備等を実施し、消防体制を強化する。

（イ） 取水用河川、湖沼等の利用可能状況を把握する。

4 防災関係機関等の防災訓練の実施

（１） 基本方針

消防機関及び関係機関が参加し、実践的な消火等の訓練等を実施する。

（２） 実施計画

【村が実施する計画】

防災訓練において自衛隊の派遣及び広域応援を想定した訓練を実施する。

第２章　災害応急対策計画

基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて消防防災ヘリの要請等、迅速かつ的確な消防活動を行う。

第１節　林野火災の警戒活動

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

火災警報の発令等、林野火災発生のおそれがあるときは、巡視、監視を強化し、地域村民及び入林者に対して火災に対する警戒心を喚起し、火気取扱いの指導取締りを行って、火災の発生を防止するとともに、応急体制を準備する。

第２　主な活動

林野火災の発生のおそれがある場合、火災予防広報活動を強化するとともに、火の使用制限等を行う。

第３　活動の内容

１　基本方針

林野火災の発生のおそれのある時期に多様な広報手段を利用し、林野火災予防の広報活動を集中的に実施する。

２　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）　火入れによる出火を防止するため、森林法（昭和26 年法律第249 号）に基づく村長の許可は、時期、許可条件等について事前に消防機関と十分協議する。

また、火入れの場所が隣接市町村に近接している場合は、関係市町村に通知する。

（イ）　火入れ、たき火、喫煙等の制限

a　気象状況が悪化し、林野火災発生のおそれがある場合は、入林者等に火を使用しないよう要請する。

b　長野地方気象台から気象警報・注意報等を受けたとき、又は、気象状況が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、村民及び入林者への周知、火の使用制限、消防機関の警戒体制の強化等必要な措置を講ずる。

c　火災警報の村民及び入林者への周知は、広報車による巡回広報のほか、テレビ、ラジオ、オフトーク等を通じ、周知徹底する。

第２節　発災直後の情報の収集・連絡体制

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災の状況について迅速かつ的確な情報の収集のための、関係機関相互の連絡体制を確保する。

第２　主な活動

災害情報の収集及び連絡体制を確保する。

第３　活動の内容

１　基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努め、報告する。

２　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

ア　消防防災ヘリによる偵察の要請

イ　職員の災害現場への派遣

第３節　活動体制の確立

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

関係機関の連携の下、迅速かつ的確な消火活動を実施するための体制を確保する。

第２　主な活動

１　災害情報の収集・連絡を実施する。

２　事業者の消火活動に対する協力体制を確立する。

第３　活動の内容

１　災害情報の収集・連絡体制

（１）　基本方針

現地との通信連絡体制を確保し、正確な災害情報の収集に努める。

（２）　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

（ア）　職員の災害現場への派遣及び状況報告

（イ）　消防本部からの県への火災即報の送信

（ウ）　状況に応じ、消防防災ヘリ等の応援要請の実施

２　林野所有（管理）者の活動体制

（１）　基本方針

林野所有（管理）者は、消防機関の消火活動が円滑かつ効果的に実施できるよう支援を行う。

（２）　実施計画

ア　【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

林業関係者に対し、消防機関、警察等との連携を図り、初期消火及び情報連絡等の協力を求める。

イ　【林野所有（管理）者等が実施する対策】

初期消火を実施するとともに、消防水利、火災現場への進入経路等の情報提供について協力を行う。

第４節　消火活動

【総務課・広域消防】

第１　基本方針

被害の拡大を最小限にくい止めるため、関係機関が連携して消火活動を実施する。

第２　主な活動

地上からの消火活動に加え、火災の拡大のおそれがある場合は、ヘリによる空中消火活動を実施する。

第３　活動の内容

１　基本方針

林野火災発生時においては、関係機関が連携して、初期消火、延焼拡大防止に努めるとともに、速やかな情報の収集、状況分析を行い、必要に応じて広域な応援等を得て、迅速かつ的確な消防活動を行う。

２　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

林野火災の発生場所、風向及び地形等現地の状況によって常に臨機の措置をとる必要があるので、消火活動にあたっては、次の事項を検討して、最善の方途を講ずること。

ア　出動部隊の出動区域
イ　出動順路と防御担当区域
ウ　携行する消防機材及びその他の器具
エ　指揮命令及び連絡要領並びに通信の確保
オ　応援部隊の集結場所及び誘導方法
カ　応急防火線の設定
キ　救急救護対策
ク　村民等の避難
ケ　空中消火の要請

第５節　二次災害の防止活動

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災により、荒廃した箇所においては、その後の降雨等により、倒木の流下、山腹・斜面の土砂崩壊、地すべり及び渓流における土石流の発生などの危険性があるため、これらによる二次災害から村民を守るための措置を講ずる。

第２　主な活動

二次災害発生を防止する措置を講ずるとともに、関係機関への情報提供を行う。

第３　活動の内容

二次災害の防止

１　基本方針

危険個所について速やかに調査を行い、二次災害の防止に必要な応急措置を講ずる。

２　実施計画

【村・飯田広域消防本部が実施する対策】

緊急点検結果の情報に基づき、警戒避難体制の整備等必要な措置をとる。

第３章　災害復旧計画

【総務課・産業建設課・広域消防】

第１　基本方針

林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良普及を行う。

第２　主な活動

森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを行う。

第３　活動の内容

１　基本方針

事業者による森林機能の回復及び林野火災に強い森林づくりを支援する。

２　実施計画

【村が実施する対策】

寡雨地帯や消防水利の悪い地域においては、林野火災に強い森林づくりへの検討を行うとともに、関係者等に対する普及啓発を行う。

火山災害対策

第１章　災害予防計画

第１節　火山災害に強い地域づくり

【各課】

第１　基本方針

県内及び近隣には10の活火山があり、比較的、村に近いのは御嶽山である。距離的にも、爆発・噴火によって甚大な被害を被る危険性は少ないが、その規模によっては、降灰等の被害が考えられるため、常に万全の注意を払い、災害発生時には迅速かつ的確な応急対策をとる必要がある。

第２　計画の内容

村は、防災の第一次責任を有する基礎的地方公共団体として、火山噴火等に関わる災害から村の地域、村民並びに一般観光客の生命、身体、財産を保護するため、関係機関の協力を得て火山災害対策活動を実施する。

1　降灰対策

火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の村民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努める。

2　災害応急対策等への備え

災害が発生した場合の災害応急対策、災害復旧・復興を迅速かつ円滑に行うための備えを平常時より十分行うとともに、職員、村民個々の防災力の向上を図る。

第２節　火山災害発生直前対策

【各課】

第１　基本方針

火山災害の発生のおそれがある場合に、円滑な災害応急対策が実施できるよう、あらかじめ村民に対する情報伝達体制、避難誘導体制を整備しておく必要がある。

第２　計画

1　村民に対する噴火警報・予報等の伝達体制の整備

（ア）　噴火警報・予報、火山の状況に関する解説情報及び火山活動解説資料の伝達については、村は県及び気象台、周辺市町村、関係機関との連携をとりながら、火山活動に異常が生じた場合には、情報伝達活動が円滑に行えるよう体制の整備を図る。

（イ）　噴火警報・予報及び火山の状況に関する解説情報の通報を受けた時は、必要により村民等に対する広報活動を行う。

2　避難誘導体制の整備

山噴火等による避難誘導体制については風水害対策編第２章第11節「避難収容活動計画」に準ずる。

第２章　災害応急対策計画

【各課】

第１　基本方針

火山災害が発生した場合は、村民の生命・身体の保護又は被害の拡大防止のため、災害応急対策活動を実施する。

第２　計画の内容

火山災害が発生した場合における災害応急対策活動は、風水害対策編第３章「災害応急対策計画」に準ずる。

第３章　災害復旧計画

【各課】

火山災害が発生した場合における災害復旧活動は、風水害対策編第４章「災害復旧計画」に準ずる。